前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改　正　案	現　　行
（給与の口座振込み） 第31条　省略 （給与からの控除） 第32条　会計年度任用職員が給与からの控除を申し出たものであって、市長が適当と認めるものについては、当該職員に給与を支給する際その給与から控除することができる。 （市長が特に認める会計年度任用職員の給与） 第33条　省略 （委任） 第34条　省略	（給与の口座振込み） 第31条　省略 （市長が特に認める会計年度任用職員の給与） 第32条　省略 （委任） 第33条　省略